

## 国立歴史民俗博物館学術研究成果物等の電子化及び情報発信等に関する運用指針

令和5年 3月 7日  
研究推進センター承認

### (趣旨)

1. この運用指針は、国立歴史民俗博物館（以下「本館」という。）が、研究・教育活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と学術研究の振興に貢献することを目的として、本館の学術研究成果物等（以下、「成果物等という。」）を収集し、機関リポジトリに電子的な形態で収録と蓄積及び恒久的に保存し、ネットワークを通じて成果を本館内外へ発信することに関し必要な事項を定めるものである。

### (範囲)

2. リポジトリに収録する学術研究成果物等は、当該成果物を所轄する部署が適当と認めたものとし、その収録等の範囲は、所轄する部署がこれを定める。

### (著作権)

3. 当該成果物等の著作権は、収録後も著作権者が保持する。

### (利用)

4. 本館は、収集した学術研究成果物等を以下のとおり利用する。
  - (1) 当該学術研究成果物等を収録し、本館が指定するサーバーに蓄積・保存する。
  - (2) 6に掲げる事項に該当するものを除き、ネットワークを通じて当該学術研究成果物等の複製物を不特定多数に対し原則として無償で公開することができる。
  - (3) 当該学術研究成果物等の保存及び適切な表現での継続的利用を維持するために技術的に必要な複製、媒体変換、省略又は他の代替物に置換する場合がある。

### (利用許諾)

5. 本館は、学術研究成果物等の電子化及び発信等に際して、適切な方法で著作権者より利用許諾を得るよう努めるものとする。
  - (1) 本館は、学術研究成果物等の収録等を行う際には、著作権者に対して事前に本運用指針を告知するものとする。
  - (2) リポジトリに収録する学術研究成果物等においては、「著作物利用許諾書」（指定様式1）により著作権者の利用許諾を得るものとする。ただし、著作権者に対しその著作時に投稿要項等によってあらかじめ学術研究成果物等の電子化及び公開を通知している場合については、すでに利用を許諾しているものとみなす。

### (公開の制限)

6. 4の(2)に掲げる成果物等の公開における制限については、以下のとおりとする。
  - (1) 電子的形態のみの成果物等を除き、著作権者は、ネットワークによる公開が適当でない、又は著作権者が許諾の判断ができないもの（文言、図表、写真等）については、「著作物における削除箇所の指定」（別紙様式2）の提出により申請するものとし、成果物等を所轄する部署が当該申請を適当と認めた場合は、成果物等の一部又は全部を削除又は非公開とすることができる。
  - (2) 本館は、成果物等を所轄する部署が(1)に掲げる著作権者からの申請が適当でない

と判断した場合は、著作権者との交渉のうえ権利処理の代行等公開に必要な処置をとることができる。

(3) 本館は、公開した成果物等が、他者に帰属する著作権等を侵害又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと当該成果物等を所轄する部署が認めた場合は、その一部又は全部を削除又は非公開とする。

(免責事項)

7. 当該成果物等の内容に関する責任は、著作権者がすべて負うものとする。

8. 本館は、当該学術研究成果物等の収載あるいはその利用に際して生じた損害について、その責任を負わない。

(業務分担)

9. 本館の成果物等の電子化及び発信に係る業務分担は、次のとおりとする。

(1) 成果物等の電子化及び発信に係る業務の統括として統括責任者を置き、研究推進センター長をもって充てる。

(2) 成果物等の利用許諾及び編集、電子化に係る業務は、当該成果物等を所轄する部署とする。

(3) 電子化した成果物等のリポジトリに関する業務は研究協力課において対応する。

(その他)

10. この運用指針に定めるもののほか、必要な事項は、研究推進センターが定めるものとする。

## 附 則

1. この運用指針は、令和5年4月3日から実施する。

2. この運用指針の実施に伴い、「国立歴史民俗博物館学術研究成果物等の電子化及び情報発信等運用指針（平成27年7月28日研究推進センター、広報連携センター承認）」（以下、「旧運用指針」という。）は廃止する。

3. 旧運用指針の4により利用していた成果物等の取扱いは、この運用指針の定めによるものとする。